

【用語】御検見様―検見役人、稲の成育を検査してその年の年貢率を定めるため、村へ派遣された役人 惣百姓―すべての百姓 至極―この上なく、最上 勢多郡月田村―勢多郡粕川村

【解説】前橋藩主酒井忠恭ただずみの時、すなわち延享二年（一七四五）の前橋領は春先から天候不順であった。十一月十六日、領内の農民およそ一〇〇〇人は大挙して藩役所に押しかけ、年貢減免のための検見願いを提出した。そのため藩役人は、農民の要求を認める書付を交付し、ひとまず騒ぎを静めることにした。十八日、役人が村々に出張し、願い事があれば願書に認めて提出するよう指示した。そこで農民は検見願いを提出したが、財政悪化に悩む藩役所はこの願いを黙殺した。このため十二月十五日、村々の代表者が江戸巢鴨の藩屋敷に押しかけて要求を認めるよう強く迫ったので、一計を案じた藩役人は代表者を江戸に残し、村ごとに願書を出すよう指示した。そして農民の帰国を確かめた藩役人は代表者を逮捕し、また翌年正月には関係する村々の名主を投獄したり、指導者と目される人物を次々と捕らえたりした。

こうしたなかで農民は、以後決して強訴ごうそなど行わないという誓約書の提出を強要され、さらに罰金を課せられた。また、この文書のように月田村の農民は、藩役人の行った検見は正当なものであって農民が難儀をしたことはない、あるいは村役人が年貢を余分に取り立てたこともない、という請書を提出して強訴の罪を免れたのである。